



NO. 281

2016. 11. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会  
大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センターB1F  
発行責任者 小泉 いと子  
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623  
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>  
定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

第16回 大阪市手をつなぐ育成会大会を  
開催しました

理事長 小泉 いと子

11月13日(日)に第16回大阪市手をつなぐ育成会大会を大阪YMCA国際文化センターで開催しました。

当日は多くの会員の方にお越しいただきありがとうございました。

今年度の大会では、7月に津久井やまゆり園の事件があったことから、来賓のご祝辞や講演の中で事件に関連して、共生社会の実現に向けて共に手を携えることについて随所に触れられていました。



午前の部は、全国手をつなぐ育成会連合会の久保会長に中央情勢報告をお願いし、大きなテーマとして「総合支援法3年後の見直し」と「高齢障害者対応と地域拠点」の2点の解説がありました。

最初のテーマである「総合支援法3年後の見直し」については、ポイントとして次の3点についてお話をいただきました。

1つ目のポイントは「地域で生活する障がい者を支える障がい福祉サービスの見直し」です。地域で障がいのある方が一人暮らしをするにあたり、現行では常時介護を要する障がい者を支援するサービスとして、重度訪問介護や行動援護等があります。しかし、生活支援においては、グループホームの次のステップとして一人暮らしが考えられますが、生活ス

タイトルの違いから本人に戸惑いが生じて移行は一筋縄にいかないところもあります。そのため今回の見直しでは、一定期間ではありますが巡回訪問や相談を行う「自立生活援助」というサービスの創設が検討されているという事でした。

また、就労支援の分野も見直しが進められているようです。

現在、就労支援に関する福祉サービスとして、①就労移行支援、②就労継続支援A型、③就労継続支援B型の3種があります。就労移行支援については、文字通り就労に移行することを目的としています。2年という期間の中で一般就労に全て結びついていないのが実情で、場合によっては移行実績が低いところも多くあるという事です。また、就労継続支援(A型・B型)は事業の設立目的が「通常の事業所に雇用されることが困難」な方を対象としているため、全体的に一般就労への移行が少ない状況ですが、中には一般就労へ結び付けている事業所もあることから、一般就労した場合には報酬面で評価するべきという議論になっているようです。しかし、「とりあえず」就職しても、支援が薄いと短い期間で退職になってしまう事が予測されます。現行でも長期間の就労をされている方は本人の力量もありますが、その方を取り巻く支援者によるサポートがあります。そのため、今回の制度見直しでは就労定着に向けた支援を行うサービスとして「就労定着支援」といったものも検討されているようです。

2つ目のポイントは「成年後見制度利用促進と意思決定支援・意思疎通支援」です。

現行の成年後見制度では、裁判所へ申し立てをする際、将来的に必要と考えて最も支援が必要な「後見」を選択されるケースが多いようです。久保会長のお話では本人の実態に合わせた「保佐」や「補助」といった適切な後見類型を選択し、状況が変化した場合に